

ストップ!滞納



滞納整理強化期間実施中

～公平な税負担を確保するために～

本市では、皆さんに納めていただいた税金により、快適で住み良いまちづくりを行っています。税金は、皆さんの生活に欠かすことのできない行政サービスを推進するための大切な財源です。

税金は納期限内に納めていただくことが原則です。納め忘れの場合でも納期限内に納付しないで滞納すると、法律に基づき差し押さえという滞納処分を受けることがあります。

督促状発送後、10日を経過した日までに完納しないときは、

「滞納者の財産を差し押えなければならぬ」と法律で規定されています。

平成23年度差し押さえの実績

差し押さえ財産	件数
預貯金	31件
給与・年金	7件
生命保険	19件
所得税還付金	34件
不動産	19件
その他	1件
合計	111件

納税相談はお早めに

病気や失業などのやむを得ない特別な事情により納付が困難な方は、早めにご相談ください。

市役所の通常業務時間内に来庁できない方のために、次のとおり納税相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

休日・夜間窓口の開設

- 休日 毎週日曜日の午前8時30分～正午
※年末年始を除く
- 夜間 毎週火曜日の午後5時15分～7時
※祝日を除く
- 場所 税務課収納担当

▶問い合わせ

同課収納担当(内線236・237)

滞納処分の流れ

- ◎督促状・催告書の発送
納期限までに納付がない場合に発送します。
- ◎財産調査
督促状や催告書を発送しても納付がない場合は、勤務先、金融機関、生命保険会社、取引先、日本年金機構などに財産の状況を調査します。
- ◎差し押さえ
財産調査で判明した財産を差し押さえます。
- ◎取り立て・公売
差し押さえた財産を強制的に取り立てや公売をし、金銭に換えて滞納している税に充当します。

口座振替をご利用ください

市税は口座振替で納付できます。
安心・確実・便利な口座振替をぜひご利用ください。
市内金融機関または市役所で申し込みできます。

コンビニでも納付できます

市税はコンビニエンスストアでも納付できます。休日・夜間、時間を問わずに納付できますので、ぜひご利用ください。

なお、納期限を過ぎた納付書など、取り扱いができません場合がありますので、ご注意ください。

電話での納付確認を実施中

市税の未納がある方に「行田市納税コールセンター」から、電話での納付の確認と呼び掛けを行っています。

障害者控除認定書を発行します

所得税および住民税の障害者控除を受けるためには、身体障害者手帳、精神障害者福祉手帳、療育手帳の交付を受けていることが原則です。しかし、これらの手帳の交付を受けていない方でも、申請に基づいて市が発行する「障害者控除認定書」により控除を受けることができます。

認定書の交付を希望する方は、認定までに時間を要しますので、お早めに高齢者福祉課にご相談ください。

- ▶**対象** 65歳以上の介護認定(要介護1~5)を受けている方で、要介護認定の状況により身体障害者および知的障害者などに準ずるものと認められる方
- ▶**申請時に必要なもの** 介護保険被保険者証、印鑑、申請者の身分を証明するもの(運転免許証など)
- ▶**問い合わせ** 同課介護認定担当(内線269)

市報ぎょうだ平成25年1月号は12月26日に配布します

新年の「市報ぎょうだ」1月号は、12月26日(水)に各自治会長宅または配布役員宅へ配布します。

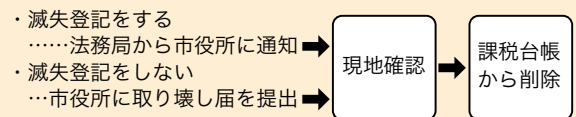
- ▶**問い合わせ** 広報広聴課広報広聴担当(内線318)

固定資産税に関する届出などをお忘れなく

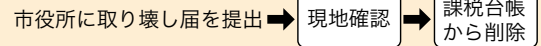
土地や建物に対する固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日現在の登記簿上の名義人に課税されます。このため、年内に売買などを行っても、所有権移転などの登記が済んでいない場合には、前の所有者に課税されてしまいますので、早めに登記を済ませてください。

また、家屋を取り壊した場合は、税務課で配布している「家屋取り壊し届」(市ホームページからダウンロード可)に必要な事項を記入の上、同課へ直接提出してください。

登記建物を取り壊した場合



未登記建物を取り壊した場合



これらの手続きが行われない場合には、引き続き課税されてしまうことがありますので、ご注意ください。

- ▶**問い合わせ** 同課資産税担当(内線233・234)

下水道事業受益者負担金をお支払いの方へ

第3期納期限 12月25日(火)

受益者負担金は、下水道供用開始となった時点で、使用の有無を問わず土地の面積に応じて賦課されます。この負担金の納付には便利な口座振替をご利用ください。また、期限内の納付が困難な場合は、納付相談をご利用ください。

なお、負担金賦課区域内の土地で売買・相続などにより受益者の変更があった方は、下水道課までご連絡ください。

- ▶**問い合わせ** 同課業務担当 ☎564-0303(前号111・水道庁舎内)

わがまちCMコンテストで入選

総務省関東総合通信局などが主催した「わがまちCMコンテスト2012」において、本市で応募した「私たちと行田市巡りしませんか？」が入選しました。これは、若手職員たちが行田をPRしようとして作成した30秒の映像です。

作品については、<http://www.shknjournal.com/wagamachicm/top.html>をご覧ください。

- ▶**問い合わせ** 広報広聴課広報広聴担当(内線318)

不用品情報

本市では、資源の有効利用とごみの減量化を図るため、まだ使えるものの仲介を行う不用品登録制度を実施しています。品物は無料で、登録期間は3カ月です。なお、規格や大きさが異なる場合があります。

◎さしあげます

- ▽姿見
- ▽サイドボード(大・小)
- ▽食卓机(いす6脚)
- ▽ソファ
- ▽有線アンテナ
- ▽バッテリーネット
- ▽デスクキャビネット
- ▽人形ケース(羽子板)
- ▽ひな人形
- ▽ベビーカー
- ▽マツトレス(セミダブルロング・ダブルロング)
- ▽蓄熱ファンヒーター
- ▽温風ヒーター
- ▽フォトプリンター
- ▽電気こたつ
- ▽収納たんす

◎ゆずってください

- ▽電気冷蔵庫(2ドアタイプ)
- ▽FAX
- ▽ベビーベッド
- ▽チャイルドシート(ベッド型)
- ▽自転車(子ども用)
- ▽ローチェスト
- ▽裁縫セット(針箱・針ぼうずくけ台)
- ▽ベビラック(パウンスー)
- ▽バックネット
- ▽電動足用マッサージ機
- ▽マッサージ機
- ▽自転車(大人用・折りたたみ)
- ▽三輪自転車(大人用・前二輪)
- ▽ヘルスメーター
- ▽電気掃除機
- ▽レンジ台
- ▽照明器具(つるタイプ) 2台
- ▽ダイニングテーブル(いす2脚)
- ▽ベビーカー(2人乗り用)

- ▶**問い合わせ** 環境課環境業務担当 ☎556-9530 [FAX] 553-0792